



鳥取県公報

平成 23 年 10 月 4 日 (火)
第 8 3 3 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (560) (福祉保健課) 2
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (561) (〃) 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (5件) (562~566) (経済通商総室) 3
	河川区域内の船舶の撤去 (567) (東部総合事務所県土整備局) 7
	指定居宅サービス事業者の廃止 (568) (中部総合事務所福祉保健局) 8
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (569) (〃) 9
◇ 公 告	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (景観まちづくり課) 9
	保安林の指定予定に係る森林所有者等への公示による通知 (森林・林業総室) 10
	鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表 (中部総合事務所県土整備局) 11

告 示

鳥取県告示第560号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年10月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
医療法人社団 春陽会みなみ 歯科医院	鳥取市南吉方 一丁目108-2	医療法人社団春陽会 みなみ歯科医院	鳥取市南吉方 一丁目108-2	居宅療養管理 指導	平成23年3月1日
合同会社いた くら	八頭郡八頭町 船岡354-1	デイサービス元輝	八頭郡八頭町 池田432-2	通所介護	平成23年9月21日
株式会社キリ ンの里	鳥取市松並町 一丁目144-6	デイサービスセンタ ー麒麟の里もちが せ	鳥取市用瀬町 別府357-16	〃	〃

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
医療法人社団 春陽会みなみ 歯科医院	鳥取市南吉方 一丁目108-2	医療法人社団春陽会 みなみ歯科医院	鳥取市南吉方 一丁目108-2	介護予防居宅 療養管理指導	平成23年3月1日
合同会社いた くら	八頭郡八頭町 船岡354-1	デイサービス元輝	八頭郡八頭町 池田432-2	介護予防通所 介護	平成23年9月21日
株式会社キリ ンの里	鳥取市松並町 一丁目144-6	デイサービスセンタ ー麒麟の里もちが せ	鳥取市用瀬町 別府357-16	〃	〃

鳥取県告示第561号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年10月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
株式会社ケア スタッフ	米子市大谷町213 -3	ヘルパーステーション・ハッ ピーネットワーク米子	米子市皆生新田 三丁目11-20	平成23年5月12日
〃	〃	ケアスタッフハッピーセンタ ー米子夜間対応型訪問介護	〃	〃

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
株式会社ケア スタッフ	米子市大谷町213 -3	ヘルパーステーション・ハッ ピーネットワーク米子	米子市皆生新田 三丁目11-20	平成23年5月12日

鳥取県告示第562号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成23年10月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
丸合弓ヶ浜店
米子市夜見町3077-17
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗 米子市東福原六丁目12-40
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 米子市東福原六丁目12-40 株式会社サンマート和光 代表取締役 梅林 哲朗
変更後 米子市東福原六丁目12-40 株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗
- 4 変更年月日
平成23年4月1日
- 5 変更する理由
丸合弓ヶ浜店で小売業を行う株式会社サンマート和光が、株式会社丸合に合併したため
- 6 届出年月日
平成23年8月26日
- 7 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書
- 8 縦覧に供する期間
平成23年10月4日から4月間
- 9 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室
米子市糶町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局
米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課

10 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第563号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成23年10月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

境港ショッピングスクエア パティオ
境港市元町1825

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗 米子市東福原六丁目12-40

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前 米子市東福原六丁目12-40 株式会社サンマート和光 代表取締役 梅林 哲朗
米子市東福原六丁目12-40 有限会社梅林商店 代表取締役 梅林 哲朗
変更後 米子市東福原六丁目12-40 株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗

4 変更年月日

平成23年4月1日

5 変更する理由

境港ショッピングスクエア パティオで小売業を行う株式会社サンマート和光と有限会社梅林商店が、株式会社丸合に合併したため

6 届出年月日

平成23年8月26日

7 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書

8 縦覧に供する期間

平成23年10月4日から4月間

9 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室
米子市糶町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局
境港市上道町3000 境港市産業環境部商工農政課

10 意見書の提出

境港市の区域内に居住する者、境港市において事業活動を行う者、境港市の区域をその地区とする商工会議所その他の境港市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第564号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成23年10月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
丸合境港ターミナル店
境港市浜ノ町112
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗 米子市東福原六丁目12-40
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 米子市東福原六丁目12-40 株式会社三幸 代表取締役 梅林 哲朗
変更後 米子市東福原六丁目12-40 株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗
- 4 変更年月日
平成23年4月1日
- 5 変更する理由
丸合境港ターミナル店で小売業を行う株式会社三幸が、グループ再編による会社合併を行い、株式会社丸合となったため
- 6 届出年月日
平成23年8月26日
- 7 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書
- 8 縦覧に供する期間
平成23年10月4日から4月間
- 9 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室
米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局
境港市上道町3000 境港市産業環境部商工農政課
- 10 意見書の提出
境港市の区域内に居住する者、境港市において事業活動を行う者、境港市の区域をその地区とする商工会議所その他の境港市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第565号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成23年10月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングスクエアパセオ

日野郡日南町霞789-1

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

有限会社さつき開発 代表取締役 佐々木幸喜 日野郡日南町霞789-1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前 日野郡日南町生山710 有限会社 扇屋 代表取締役 佐々木 幹男

日野郡日南町生山824 有限会社 福田宝進洞 代表取締役 福田 守

日野郡日南町多里207 有限会社 長谷川商店 代表取締役 長谷川 章

日野郡日南町生山725 有限会社 佐々木百貨店 代表取締役 佐々木 和美

日野郡日南町生山732 本条 美寿恵

日野郡日南町生山736-4 高橋 美雪

日野郡日南町多里170-4 守家 邦夫

米子市東福原六丁目12-40 株式会社 三幸 代表取締役 梅林 哲朗

変更後 日野郡日南町生山707-3 有限会社 扇屋 代表取締役 佐々木 幸喜

日野郡日南町生山824 有限会社 福田宝進洞 代表取締役 福田 一哉

日野郡日南町多里207 有限会社 長谷川商店 代表取締役 長谷川 毅

日野郡日南町生山725 有限会社 佐々木百貨店 代表取締役 佐々木 和美

日野郡日南町生山732 有限会社 本条書店 代表取締役 本条 忠夫

日野郡日南町生山736-4 高橋 美雪

日野郡日南町多里170-1 守家 康太

米子市東福原六丁目12-40 株式会社 丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗

4 変更年月日

平成23年4月1日

5 変更する理由

小売業者の社名・住所・代表者名の変更のため

6 届出年月日

平成23年8月26日

7 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書

8 縦覧に供する期間

平成23年10月4日から4月間

9 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室

日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所県民局

日野郡日南町霞800 日南町企画課

10 意見書の提出

日南町の区域内に居住する者、日南町において事業活動を行う者、日南町の区域をその地区とする商工会その他の日南町に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提

出すことができる。

鳥取県告示第566号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成23年10月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
丸合西伯店
西伯郡南部町阿賀226-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗 米子市東福原六丁目12-40
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 米子市東福原六丁目12-40 株式会社サンマート和光 代表取締役 梅林 哲朗
変更後 米子市東福原六丁目12-40 株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗
- 4 変更年月日
平成23年4月1日
- 5 変更する理由
丸合西伯店で小売業を行う株式会社サンマート和光が、株式会社丸合に合併したため
- 6 届出年月日
平成23年8月26日
- 7 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書
- 8 縦覧に供する期間
平成23年10月4日から4月間
- 9 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室
米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局
西伯郡南部町法勝寺377-1 南部町企画政策課
- 10 意見書の提出
南部町の区域内に居住する者、南部町において事業活動を行う者、南部町の区域をその地区とする商工会その他の南部町に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第567号

河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定に違反して許可なく河川区域内に放置している船舶の撤去について、同法第75条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年10月4日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

- 1 次の表に掲げる船舶の所有者又は賃貸借その他により当該船舶を使用する権利を取得した者は、平成23年11月3日までに当該船舶を二級河川蒲生川水系蒲生川の河川区域内から撤去すること。

船舶番号	船名	所在地
272-17492	不明	岩美郡岩美町大字岩本634-2
272-12522	不明	岩美郡岩美町大字岩本634-2
272-18984	不明	岩美郡岩美町大字岩本622-2
272-・8012	不明	岩美郡岩美町大字岩本622-2
272-12351	不明	岩美郡岩美町大字岩本622-2
不明	不明	岩美郡岩美町大字岩本275
272-13707	不明	岩美郡岩美町大字岩本245-2
272-12452	原田丸	岩美郡岩美町大字岩本245-2
272-11158	不明	岩美郡岩美町大字岩本245-2
272-・7・24	不明	岩美郡岩美町大字岩本267-1
272-・・995	不明	岩美郡岩美町大字岩本267-1
不明	隆昇丸	岩美郡岩美町大字岩本265-1
272-10576	不明	岩美郡岩美町大字岩本265-1
272-・8984	はつたか	岩美郡岩美町大字岩本1090-4
不明	湊一丸	岩美郡岩美町大字岩本1090-4

- 2 期限内に撤去されない場合は、河川管理者である鳥取県東部総合事務所長が撤去するものとする。この場合において、当該撤去に係る費用は、河川法第75条第9項の規定により、1の撤去をしなかった者の負担とする。

鳥取県告示第568号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年10月4日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
安梅 正則	上小鴨診療所	倉吉市福山153-1	平成23年9月8日	訪問看護、居宅療養管理指導
小川 育成	小川歯科医院	倉吉市関金町関金宿246-1	〃	居宅療養管理指導
仲 洋典	仲歯科医院	東伯郡北栄町由良宿1144-1	平成23年9月9日	〃
医療法人三好医院 理事長 三好 謙一	医療法人三好医院	倉吉市河原町1809	平成23年9月15日	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導

株式会社アウル調剤 代表取締役 乃美 和彦	杏薬局	倉吉市上井町一 丁目137	平成23年9月20 日	居宅療養管理指導
〃	みどり薬局	倉吉市東昭和町 33-1	〃	〃

鳥取県告示第569号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年10月4日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受 理した年月日	サービスの種類
安梅 正則	上小鴨診療所	倉吉市福山153 -1	平成23年9月8 日	介護予防訪問看護、介護予防 居宅療養管理指導
小川 育成	小川歯科医院	倉吉市関金町関 金宿246-1	〃	介護予防居宅療養管理指導
仲 洋典	仲歯科医院	東伯郡北栄町由 良宿1144-1	平成23年9月9 日	〃
医療法人三好医院 理事長 三好 謙一	医療法人三好 医院	倉吉市河原町 1809	平成23年9月15 日	介護予防訪問看護、介護予防 訪問リハビリテーション、介 護予防居宅療養管理指導
株式会社アウル調剤 代表取締役 乃美 和彦	杏薬局	倉吉市上井町一 丁目137	平成23年9月20 日	介護予防居宅療養管理指導
〃	みどり薬局	倉吉市東昭和町 33-1	〃	〃

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年10月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
鳥取都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
鳥取県生活環境部景観まちづくり課 鳥取市東町一丁目220

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも次の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成23年10月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第30条の規定により行った保安林の指定予定の告示（平成23年6月21日付鳥取県告示第361号）の内容

（告示の内容）

（1）保安林予定森林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

安住 信藏	八頭郡八頭町日田字本谷1251の2
〃	八頭郡八頭町日田字本谷1252の1
〃	八頭郡八頭町日田字白飛山1269の2
〃	八頭郡八頭町日田字白飛山1269の3
〃	八頭郡八頭町日田字筏場1433
小林 たね	八頭郡八頭町日田字倉繁1246の2
〃	八頭郡八頭町日田字倉繁1247
〃	八頭郡八頭町日田字本谷1251の2
〃	八頭郡八頭町日田字本谷1252の1
〃	八頭郡八頭町日田字白飛山1269の2
〃	八頭郡八頭町日田字筏場1433
吉村 鐵藏	八頭郡八頭町日田字本谷1251の2
〃	八頭郡八頭町日田字本谷1252の1
〃	八頭郡八頭町日田字白飛山1269の2
〃	八頭郡八頭町日田字白飛山1269の3
〃	八頭郡八頭町日田字筏場1433

（2）指定の目的

水源のかん養

（3）指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア）次の森林については、主伐は、択伐による。

字倉繁1246の2（次の図に示す部分に限る。）、1247、字本谷1251の1（次の図に示す部分に限る。）

（イ）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（ウ）主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（エ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及びその関係書類を鳥取県農林水産部
森林・林業総室及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 八頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業総室

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成23年10月4日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	認可の期間	
株式会社エイワン商事 代表取締役 永田 一郎	東伯郡北栄町 東園631-1	東伯郡北栄町東園字稲場 608-83外3筆（8,784.8 平方メートル）	砂（46,649.7立 方メートル）	平成23年9月 12日から平成 24年9月11日 まで	平成23年9月 12日
オグラ建設株式会社 代表取締役 小椋 知章	東伯郡北栄町 江北38	東伯郡湯梨浜町はわい長 瀬字内千石1719-2、 1720、1722-1、1722-2、 1722-3、1725（4,168平 方メートル）	砂（4,860立方メ ートル）	平成23年9月 13日から平成 24年9月12日 まで	平成23年9月 13日